

令和 8 年度新宿御苑受変電設備等改修工事

令和 8 年10月

図面リスト

図面番号	図面名称	縮尺
E-01	図面リスト	-
E-02	電気設備工事 特記仕様書	-
E-03	案内図・配置図	1/2000
E-04	菊園キュービクル単線結線図・平面図(改修後)	1/20, 50
E-05	菊園キュービクル基礎詳細図	1/30
E-06	菊園キュービクル単線結線図・参考姿図(撤去)	1/20
E-07	構内配電線路 系統図(改修後)	-
E-08	キープラン	1/1000
E-09	構内配電線路図(2)(改修後)	1/500
E-10	構内配電線路図(3)(改修後)	1/500
E-11	菊園変電所周り 構内配電線路図(改修後)	1/50
E-12	仮設計画図	1/300
E-13	構内配電線路 系統図(撤去)	-
E-14	構内配電線路図(2)(撤去)	1/500
E-15	構内配電線路図(3)(撤去)	1/500
E-16	菊園変電所周り 構内配電線路図(撤去)	1/50

公 園 名 称	新宿御苑				
工 事 名 称	令和 8 年度新宿御苑受変電設備等改修工事				
図 面 名 称	図面リスト	縮尺	A1:- A3:-		
年 月 日	令和8年10月	図面番号	E-01 E-16		
会 社 名		照査	協	計	
事 務 所 名	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所	照査	監	計	

令和8年度新宿御苑受変電設備等改修工事

仕様書(電気の部)

I. 工事概要

1. 工事場所 東京都新宿区内藤町11

[illegible]

3. 工事種目 (O印のついたものを適用する)

[illegible]

4. 指定部分 ☒ 無 ☐ 有 対象部分 ()
指定部分工期 年 月 日

Ⅱ. 工事仕様

1. 共通仕様
- ① 屋根及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁常務部制定の下記仕様書等のうち、を付けたものを用いる。
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）（以下「標準仕様書」という。）
 - 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）（以下「改修標準仕様書」という。）
- （改修標準仕様書の中でいう標準仕様書は、令和7年版「電気設備工事編」とする。）
- 電気設備工事標準図（電気設備工事編）（令和7年版）（以下「標準図」という。）
- ② 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事ではそれぞれの特記仕様書を用いるもの。機械設備工事の特記仕様書は（ ）図、建築工事の特記仕様書は（ ）図による。
2. 特記仕様
- 項目及び特記事項は、○印の付いたものを用いる。

項	目	特	記	事	項
①	適用区分	(1) 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・ 風圧力 風速 $V_c = 34(\text{m/s})$ 地表面粗度区分 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ) ・ 積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表 () 24 (2) 災害地域 ① 一般地域 ・ 重積地域 ・ 耐震地域			
②	環境への配慮	(1) 本工事において、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づき、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月閣議決定）」に定める特定調達品目「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準等を満たすものとする。 (2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。			

項

目

①合板、木質系フローリング、構造パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は「アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放数量」の区分に応じた材料を使用する。

②接着剤は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

③接着剤は、可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル酸及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添付されていない材料を使用する。

④⑤⑥の材料を使用した家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

(3)設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放数量」の区分においては、「履制対象外」とは次の⑦又は⑧に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の⑨又は⑩に該当する材料を指す。

①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料

②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

3機材の品質等

(1)本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとします。

(2)下表(機材等名が記載された製造業者等は、次の⑪から⑯すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、次の⑪から⑮すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員 の承認を受けた場合は、証明となる資料等の提出を省略することができる。)

①品質及び性能に関する試験データを整備していること。

②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。

③安定した供給が可能であること。

④法令等で定められた許可、認可、認定又は免許を取得していること。

⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。

機材等
・ L形照明器具（一般屋内用に限る。）
・ 照度制御装置
・ 可変運転転用インバータ装置
・ 分電盤
・ 制御盤
○キュービク式配電盤
・ 高圧スイッチギヤ（CW形）
・ 高圧スイッチギヤ（PW形）
・ 高圧交流遮断器
・ 高圧選相コンデンサ
・ 高圧限流ヒューズ
・ 高圧負荷開閉器
・ 高圧変圧器（特定機器）
・ 交流無停電電源装置
・ 太陽光発電装置（パワーコンディショナ及び系統連送保護装置）
・ 監視カメラ装置
・ 中央監視制御（監視制御装置）

4電源周波数

○ 50 Hz ・ 60 Hz

5電気工事士

最大電力500[kW]以上の場合においても、第一種電気工事士より施工を行うものとする。

6工事用仮設物

すべて受注者の負担とする。

構内につくることが ○できる ・できない

7足場その他

・ 別契約の関係受注者が定置したものも、無償で使用できる。

・ 本工事で設置する。

「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別表1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

・ 内部足場

項目

特記事項

（2）設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1／2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

10配管本数・管路等
分電盤、制御盤及び端子盤等の2次側以降の配管配線経路、配線太さ、配線本数及び管径等は図面と相違しても差し支えない。ただし、相違する場合は監督職員の承認を受ける。

11金属製電線管の
仕上げ
露出配管の仕上げは次による。
屋外
・ 厚鋼電線管は、溶融亜鉛めっき仕上げ付容量300g/m²以上のものとする。
・ 塗装あり（場所： ）
屋内
・ 塗装なし
・ 塗装あり（場所： ）

12非常用照明装置の
照度測定箇所数
測定数 箇所以上 測定し監督職員に報告する。

13電流値等の計測
下記電流値等を計測し、報告書を監督職員に提出する。
計測箇所（ ・ 箇所による。 ）
計測項目（ ・ 電流値（記録間隔1分毎） ・ 照度 ）
計測日数（ 通常使用状態の電流値：改修着手前 5日間、改修後 5日間 ）
照度測定箇所数（ 改修前及び改修後の照度測定 箇所以上 ）
備 考
(1) 計測機器及び計測装置等の詳細は監督職員との協議による。
(2) 報告書には、計測装置（もしくはソフトウェア）の換算機能により算出された電力（瞬時値）及び電力量（換算値30分単位）も記録すること。
(3) 照度測定は作業面照度（床より0.8m）とし、測定方法はJIS C 7612による。

14壁紙等の色彩計画
事務室等に設ける〇A壁、分電盤、端子盤の鋼板製キャビネット等、及び意匠上配慮する必要のある機器の色彩計画を監督職員に提出するものとする。

15プレート
の材質
フラッシュプレート ・ 金属製（ステンレス、新金属を含む） ・ 樹脂製（ ）

16天井仕上区分
（ ） 書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。

17インバータ装置の
規約効率
三相可変速駆動用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。

電動機出力[kW]	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22
規約効率[%]	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5
	87.0	90.5	93.5	94.0	94.5	95.0	95.0	95.0	96.0	96.5	96.5

電動機出力[kW]	30	37	45	55	75
規約効率[%]	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5
	96.5	96.5	96.5	96.5	96.5

備考
(1) 規約効率は、JEM-TR 245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
(2) 0.4kWの規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」のIP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。
(3) 0.75kW以上の規約効率は、JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機-低圧トランスナーマータ」のIP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。
接地極の材料は下記による。なお、接地棒EB(14φ)の長さ1,500mm 以上とする。
接地棒EB(10φ)はH=30mm、L=900mm（測定用は、L=1,000mm）、接地棒EB(14φ)は、H=40mm、L=1,200mm としても差し支えない。

接地の種類	記 号	接地抵抗値	接 地 極
共用 接 地	E _{A,D}	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-2組
共用 接 地	E _{A,C,D}	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-2組
A 相 接 地	E _A	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-1組
B 相 接 地	E _B	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-1組
C 相 接 地	E _C	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-1組
D 相 接 地	E _D	100Ω以下	EB (10φ) × 1（L=1,000mm）
高圧避雷専用	E _H	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-2組
交接装置用	E _t	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-2組
通信用(10Ω)	E _{At}	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-2組
通信用(100Ω)	E _{Dt}	100Ω以下	EB (10φ) × 1（L=1,000mm）
電話引込口の 保安装置用	E _{Lt}	100Ω以下	EB (10φ) × 1（L=1,000mm）
測 定 用	E _O		EB (10φ) × 1（L=1,000mm） 又は（L=900mm、H=30mm）

接地極

19

取付高さ

壁付、壁掛けの機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。

名 称	測 点	取付高 (mm)
ブラケット (一般)	床下～中心	2,100
〃 (通場)	〃	2,500
〃 (鏡上)	鏡上端～中心	150
遊樂口誘導灯	床下～下端	1,500以上
廊下通路誘導灯	床下～上端	1,000以下
スイッチ (一般)	床下～中心	1,300
〃 (多機能トイレ)	〃	1,100
コック、電話用リフト、直列コック (一般)	〃	300
〃 (和室)	〃	150
〃 (台)	台上～中心	150
コンセント (兼用)	床下～中心	800～1,300
コンセント (車椅子用)	床下～中心	900
取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000
引込開閉器箱 (低圧)	地上～下端	1,800～2,200
分電盤、OA盤、制御盤、実験盤	床下～中心	1,500
開閉器箱	〃	1,500 (上端1,900以下)
電磁開閉器用押しボタン	〃	1,300
接地用端子箱	地上、床下～中心	500
雷保護用接地端子箱	床下～下端	800
接地極埋設機	地上～中心	600
給油ボックス	地上～給油口	1,000
端子盤 (EPS・電気室)	床下～中心	1,500
壁付電話機	床下～中心	1,300
腕時計	〃	1,500
手時計、スピーカ	〃	(天井高)×0.9
アッチネータ	〃	1,300
出退表示盤	〃	(天井高)×0.9
発信器 (出退表示用)	〃	1,300
インターホン	〃	1,300
外部受付用インターホン子機	〃	標準図による
呼出ボタン(多機能トイレ)	〃	900、(400)
夜間ボタン(多機能トイレ)	〃	1,300
廊下表示灯(多機能トイレ)	〃	2,000
テレビ機器収容箱 (EPS)	〃	1,800
入退室管理装置 (カードリーダー、暗証番号入力装置、バイオメトリクス照合装置)	〃	1,300
火報受信機 (複合型)、副受信機	床下～操作部	800～1,500
機器収容箱	〃	800～1,500
発信機	〃	800～1,500
警報ベル	〃	(天井高)×0.9
表示灯	〃	(天井高)×0.8
運動制御器	〃	1,500
自動閉鎖装置 (防火戸用)	床下～中心	1,500
ガス漏れ検知器 (液化石油ガス)	〃	300
〃 (都市ガス)	天井面～中心	(天井面)～200 (壁面取付の場合)

(備考) (天井高)×0.9 及び (天井高)×0.8 は天井高が 2,500～3,000mm の場合に適用する。

注) 天井高3,000mm以上の場合及び上記取付高さにおいて、機器の使用に支障が生じる場合は監督職員と協議する。

呼出ボタン(多機能トイレ)の取付け高さ(400)は床面に転倒した時を考慮した高さを示す。

20

他工事又は他工程との取合い

21

施工調査

事前調査 (〇 本工事 ・ 別途)

調査項目 (・ 既存資料調査 ・)

調査範囲 (・ 図示 ・)

調査方法 (・ 図示 ・)

〇 はついで工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に定式式様図調査を行い、監督職員に報告を行うこと。

22

既存躯体への穿孔

穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。

23

ケーブルの整理

EH-高圧架橋ポリエチレンケーブルは、JIS 4395「6600V 架橋ポリエチレンケーブル(3層皮出型)」によるものとする。

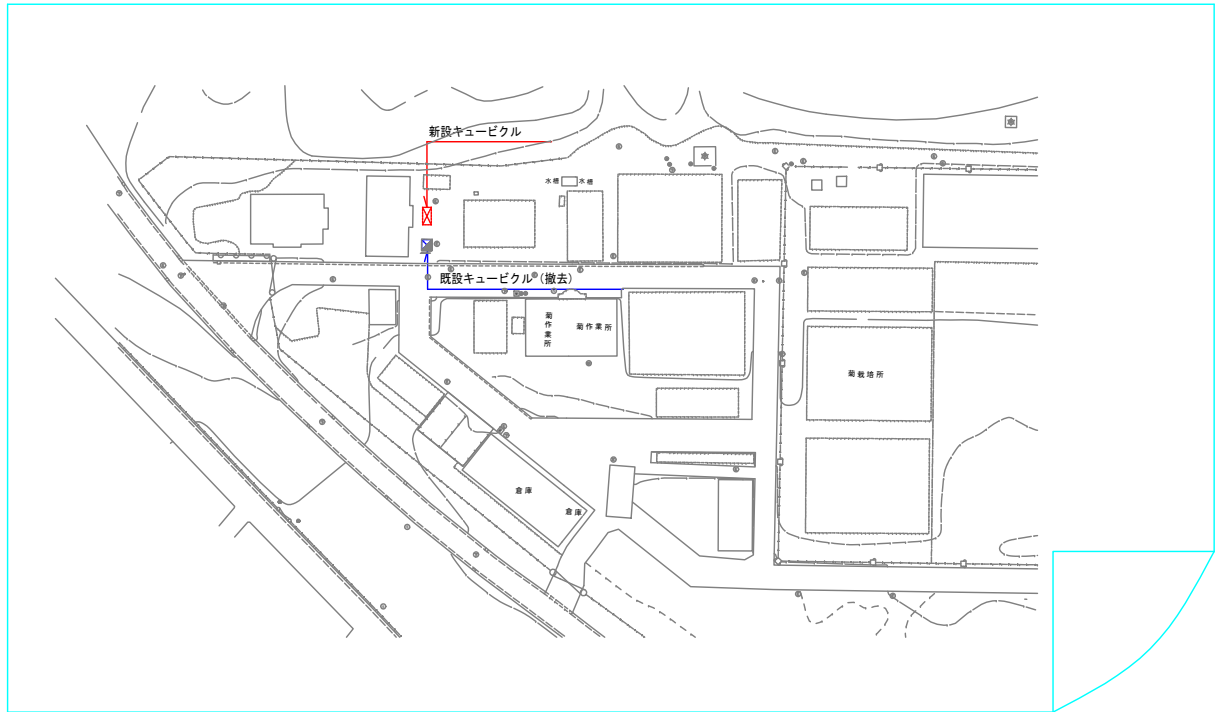
呼称(図示記号)	種	類
6kV EH-OE	6600V 架橋ポリエチレン絶縁紙被覆ポリエチレンシースケーブル	6600V (Z,F,EE)
6kV EH-OET	6600V トリプレックス架橋ポリエチレン絶縁紙被覆ポリエチレンシースケーブル	6600V (Z,F,EE)
600V EH-OET	600V 架橋ポリエチレン絶縁紙被覆ポリエチレンシースケーブル	
600V CV	600V 架橋ポリエチレン絶縁ビニールシースケーブル	
600V CVT	600V トリプレックス架橋ポリエチレン絶縁ビニールシースケーブル	

公園名称	新宿御苑		
工事名称	令和8年度新宿御苑受変電設備等改修工事		
図面名称	電気設備工事 特記仕様書	冊数	
年月日	令和8年10月	図面番号	
会社名			照会
事務所名	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所		照会

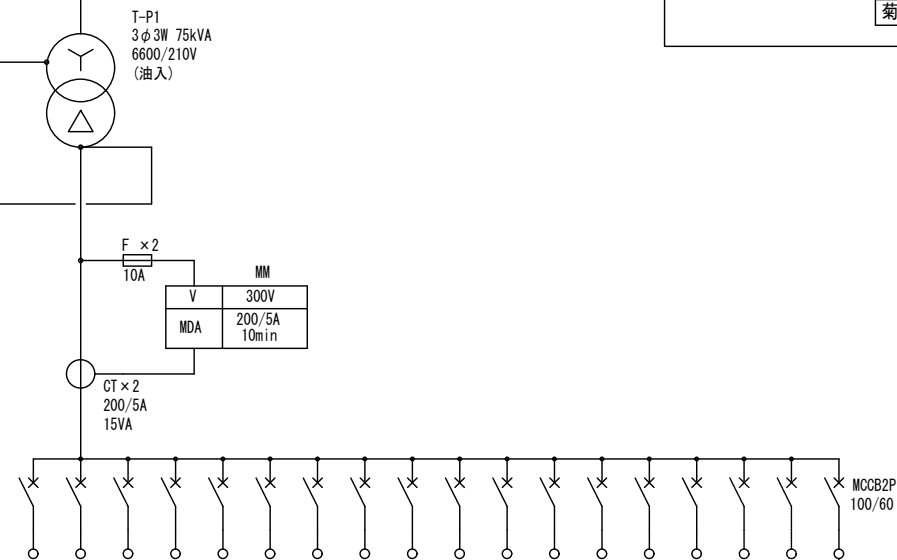
公園名稱	新宿御苑				
工事名稱	令和8年度新宿御苑受電設備等改修工事				
圖面名稱	電氣設備工事 特記仕様書	縮尺	A1:- A3:-		
年月日	令和8年10月	図面番号	E-02 E-16		
会社名		照査		設計	
事務所名	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所	照査		設計	



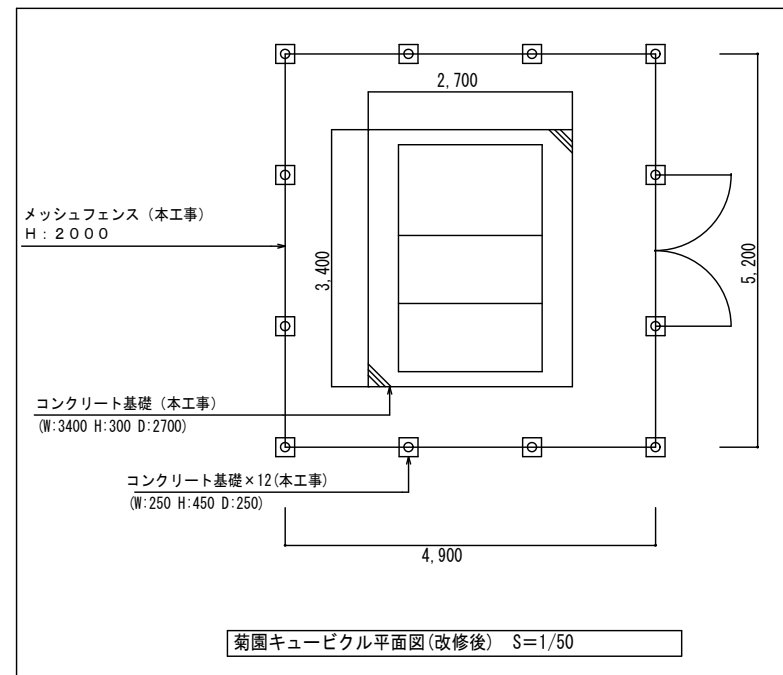
拡大図



公園名称	新宿御苑		
工事名称	令和8年度新宿御苑受変電設備等改修工事		
図面名称	案内図・配置図	縮尺	A1:2000 A3:4000
年月日	令和8年10月	図面番号	E-03 E-16
会社名		照査	設計
事務所名	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所	照査	設計



15	事務所	CV14sq-3C	kW (5.0)	MCB 3P 50/50
16	ポンプ房	CV8sq-3C	2.2×2	MCB 3P 50/30
17	よしず倉庫	CV5.5sq-3C	(2.0)	MCB 3P 50/20
18	送排気電線、使用動力	CV14sq	(4.0)	MCB 3P 50/20
19	温室1	CV14sq-3C	31.86	MCB 3P 225/175
20	温室2	CV14sq-3C	3.2	MCB 3P 50/20
21	温室3.4		8.0	MCB 3P 50/50
22	温室5		2.3	MCB 3P 50/20
23	養蚕温室	CV14sq	32.71	MCB 3P 225/175
24	日除棚1		6.82	MCB 3P 50/30
25	日除棚2		6.82	MCB 3P 100/60
26	日除棚3		3.46	MCB 3P 50/50
27	新日除棚		1.08	MCB 3P 50/30
28	ネット用電源		5.0	MCB 3P 100/100
	予備		(5.0)	MCB 3P 50/50
	スペース			
	スペース			



菊園キュービクル単線結線図(改修後)

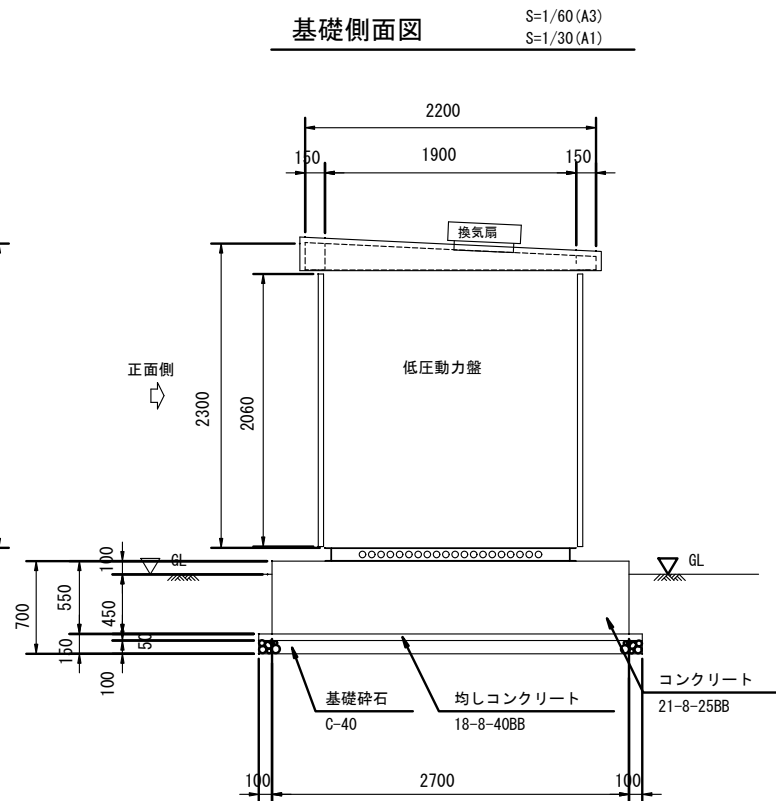
低圧電灯盤

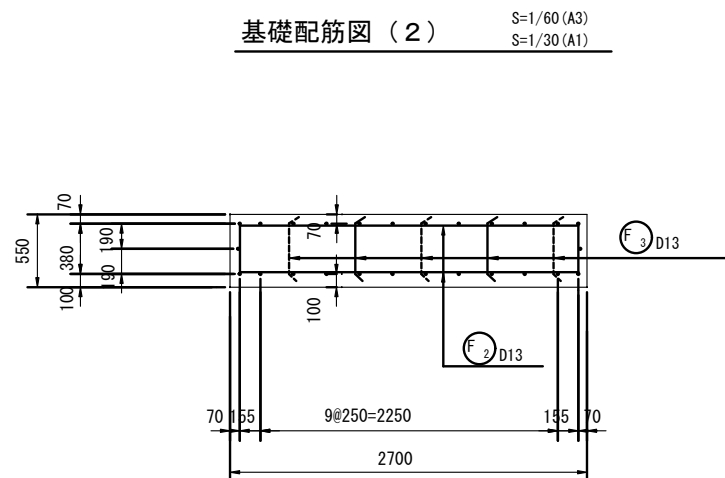
低圧動力盤

注記

1. 負荷名称は現状に合わせた名称とする。

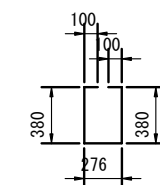
公園名称	新宿御苑		
工事名称	令和8年度新宿御苑受変電設備等改修工事		
図面名称	配電ケーブル経路図・平面図(改修部)	縮尺	A1:1/20.50 A3:1/40.100
年月日	令和8年10月	図面番号	E-04 E-16
会社名		照査	設計
事務所名	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所	照査	設計

$$S=1/60 \text{ (A3)}$$
$$S=1/30 \text{ (A1)}$$

$$S=1/60(A3)$$

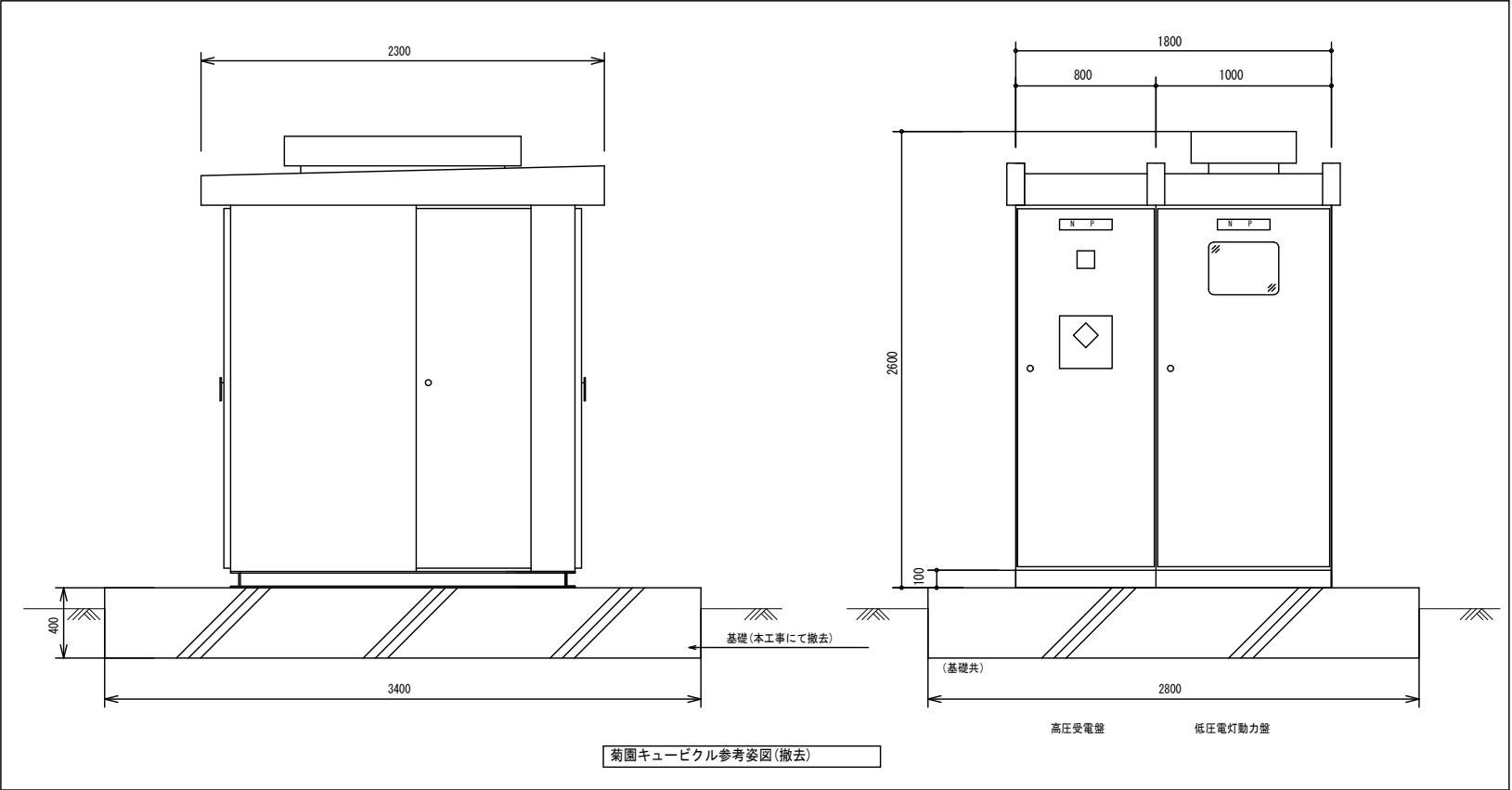
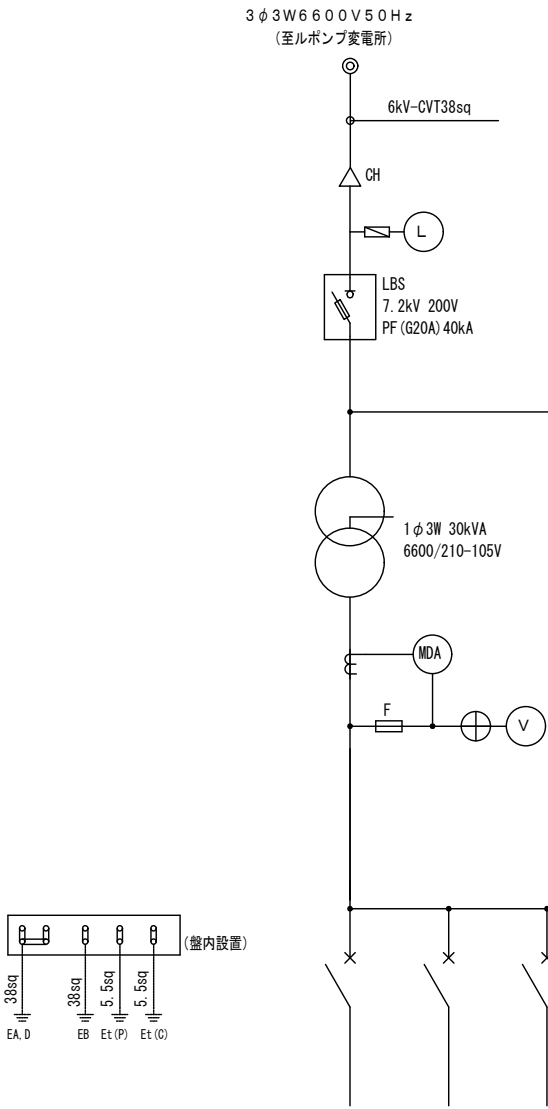
$$S=1/30(A1)$$
$$S=1/30 \text{ (A1)}$$

$$S=1/60 \text{ (A3)}$$

$$S=1/30 \text{ (A1)}$$

記号	径	長さ (mm)	本数	単位重量 (kgf/m)	一本当り重量 (kg)	重量 (kg)	摘 要
F1	D13	4020	26	0.995	3.819	99.3	□
F2	D13	3260	32	0.995	3.244	103.8	□
F3	D13	1240	15	0.995	1.234	18.5	□
D13						221.6	kg
合 計						221.6	kg



公園名称	新宿御苑				
工事名称	令和8年度新宿御苑受変電設備等改修工事				
図面名称	菊キュービクル基礎詳細図	縮尺	A1:30 A3:60		
年月日	令和8年10月	図面番号	E-05 E-16		
会社名			照査		設計
事務所名	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所		照査		設計

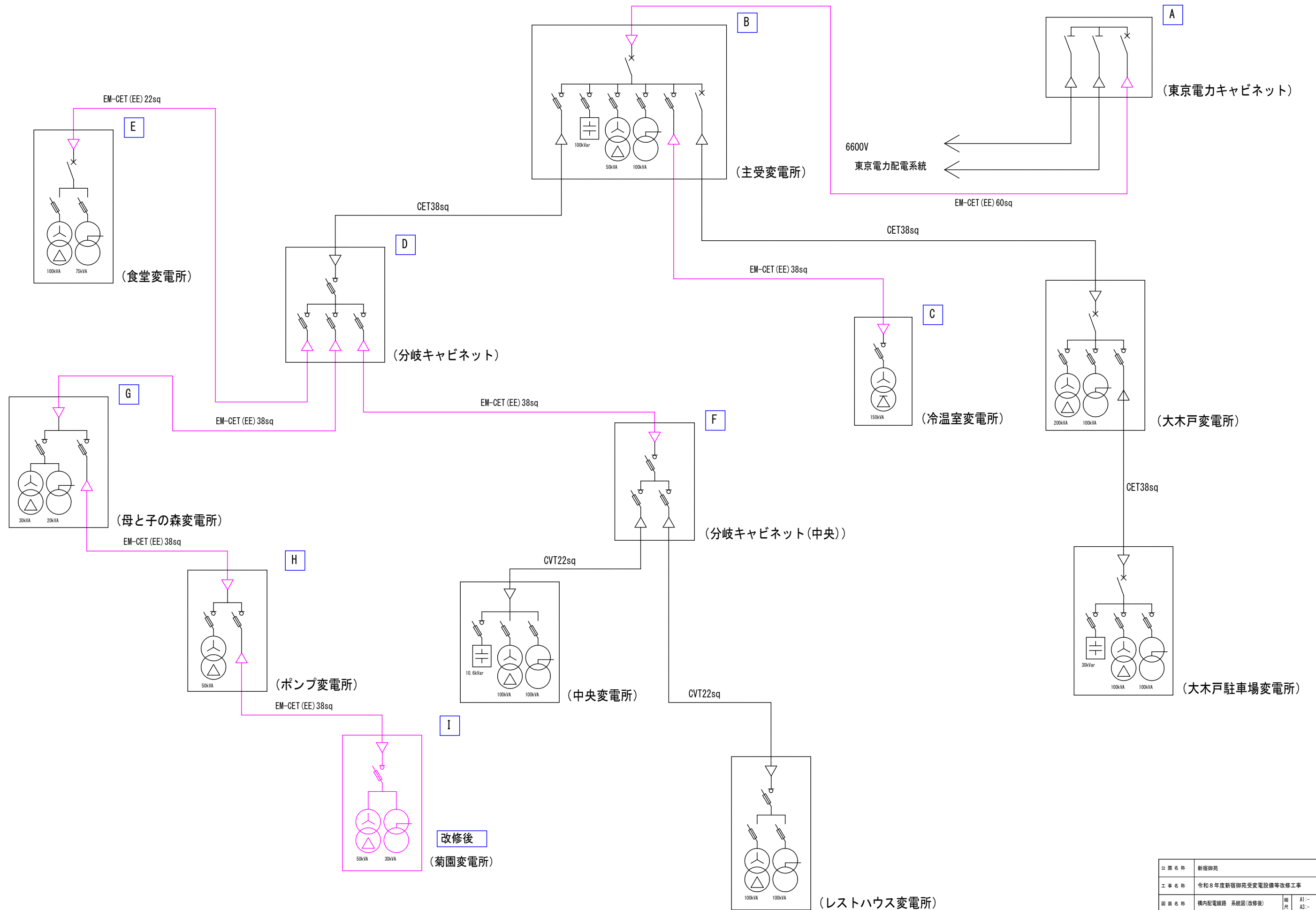


回 路 番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
負 荷 名 称	ボイラー棟 電灯	菊温室 3、4	日本庭園奥 トイレ照明	倉庫 2 (菊上屋倉庫)	菊温室 1	菊温室 2	菊温室 5	倉庫 1	菊培養土	所内電源	コンデンサー C-1	事務所	よしず倉庫	旧御涼亭、 便所電灯	ボイラー棟 動力	事務所	予備	ポンプA、B	コンデンサー C-2	ユニット ポンプ温室	ネット用 電源	よしず倉庫	旧御涼亭電源 便所動力
負 荷 容 量 (kW), (kVA)																							
M C C B 容 量	3P50/30	3P50/20	3P50/30	2P50/30	2P50/50	2P50/50	2P50/50	3P50/50	2P50/20	2P50/20	2P50/20	3P100/100	3P50/50	3P50/50	3P100/100	3P50/50	3P50/50	3P50/30	3P50/20	3P50/50	3P100/100	3P50/20	3P50/30

(OFF)

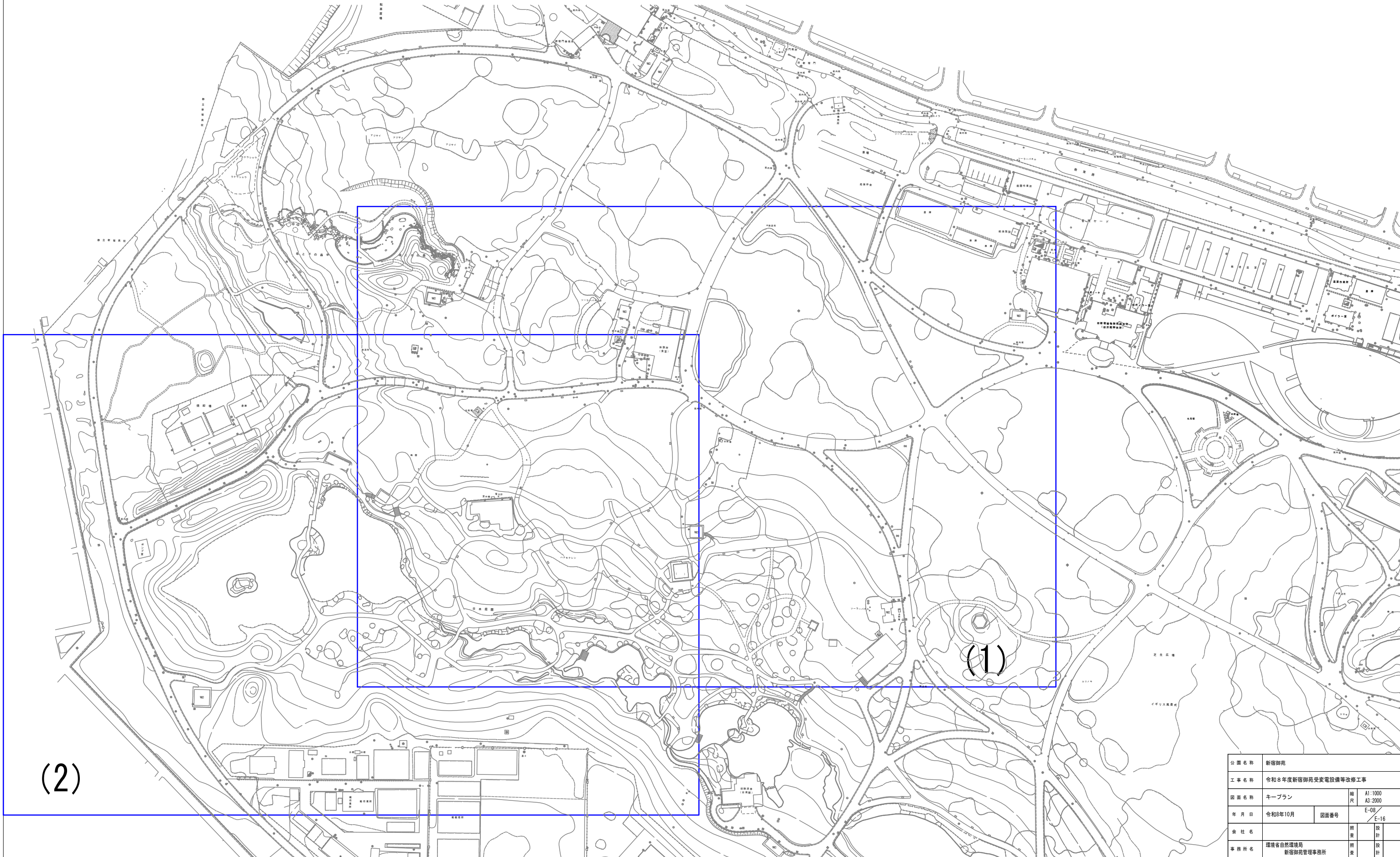
菊園キュービクル単線結線図(撤去)

公 園 名 称	新宿御苑		
工 事 名 称	令和8年度新宿御苑受変電設備等改修工事		
図 面 名 称	菊園キュービクル単線結線図・参考図(撤去)	縮尺	A1:1/20 A3:1/40
年 月 日	令和8年10月	図面番号	E-06 E-16
会 社 名		照 査	協 計
事 務 所 名	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所	照 査	協 計

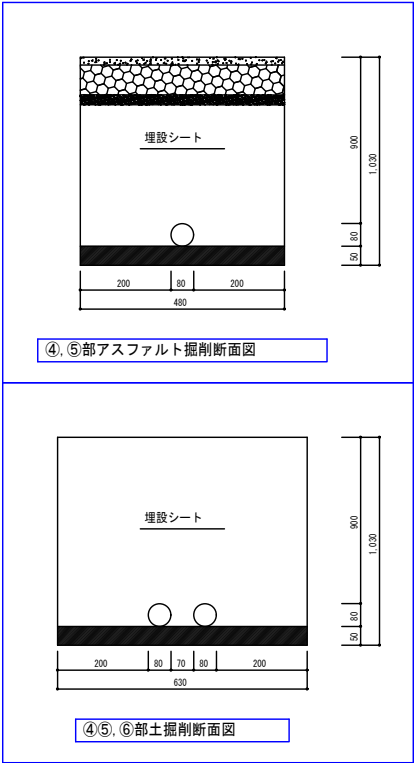
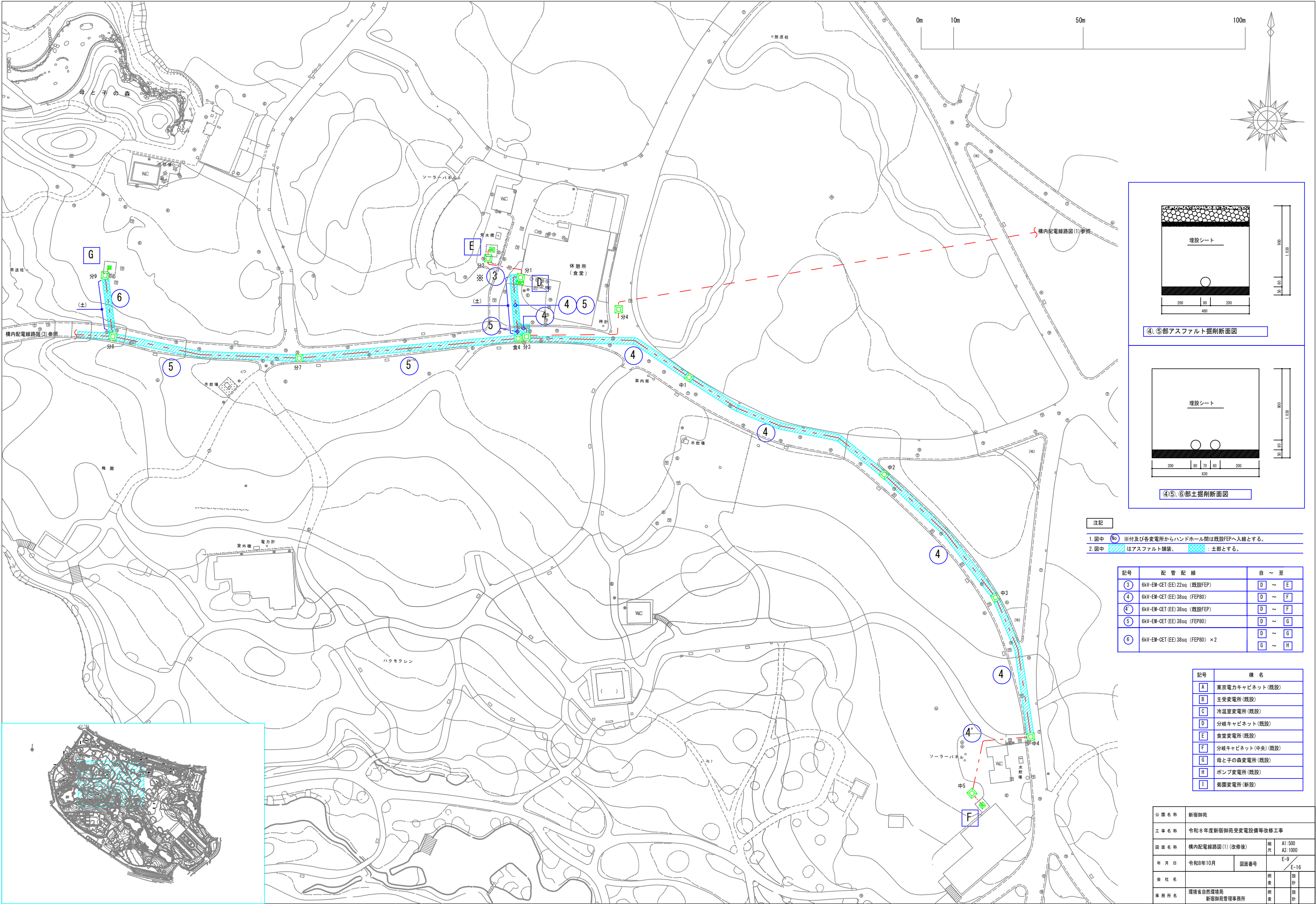


構内配電線路 系統図(改修後)

公園名称	新宿御苑		
工事名称	令和8年度新宿御苑受変電設備等改修工事		
図面名称	構内配電線路 系統図(改修後)	縮尺	A1:- A3:-
年月日	令和8年10月	図面番号	E-07/ E-16
会社名			
事務所名	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所	照査	設計



公園名称	新宿御苑		
工事名称	令和8年度新宿御苑受変電設備等改修工事		
図面名称	キープラン	縮尺	A1:1000 A3:2000
年月日	令和8年10月	図面番号	E-08 E-16
会社名			
事務所名	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所	照査	設計

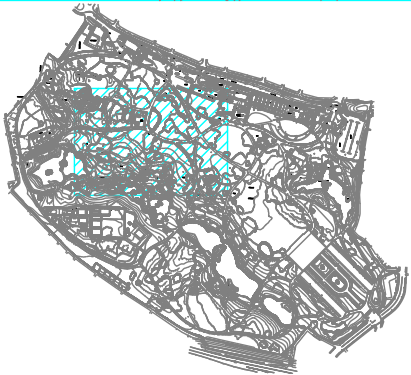


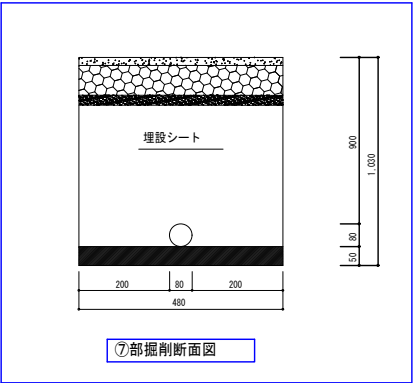
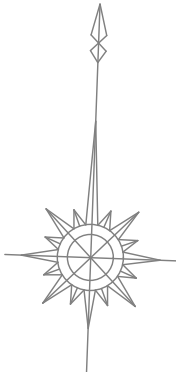
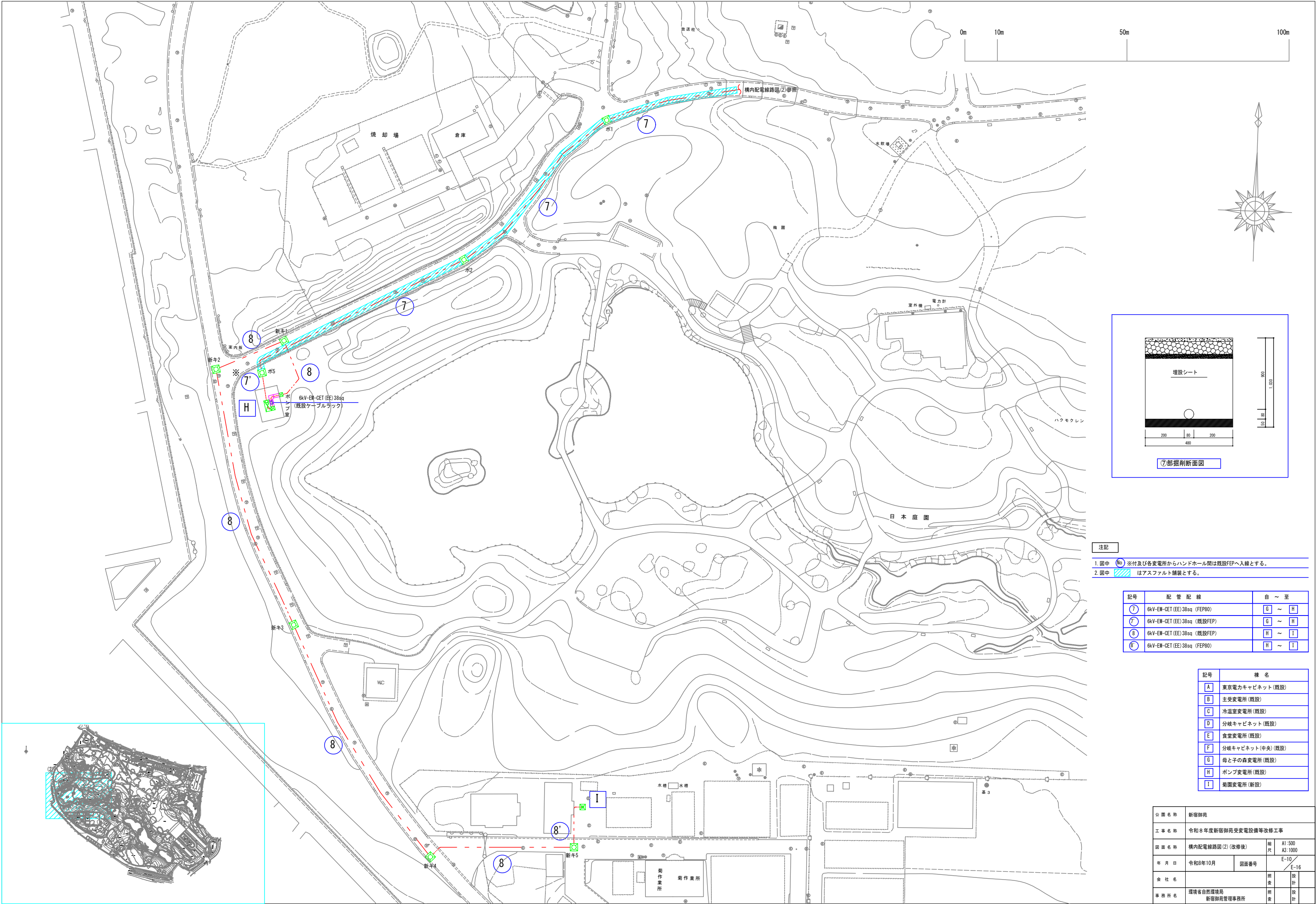
- 注記
1. 図中 (No) ※付及び各変電所からハンドホール間は既設FEPへ入線とする。
 2. 図中 斜線はアスファルト舗装、点線は土部とする。

記号	配管配線	自 ~ 至
3	6kV-EM-CET (EE) 22sq (既設FEP)	D ~ E
4	6kV-EM-CET (EE) 38sq (FEP80)	D ~ F
4'	6kV-EM-CET (EE) 38sq (既設FEP)	D ~ F
5	6kV-EM-CET (EE) 38sq (FEP80)	D ~ G
6	6kV-EM-CET (EE) 38sq (FEP80) × 2	D ~ G G ~ H

記号	機名
A	東京電力キャビネット (既設)
B	主変電所 (既設)
C	冷温室変電所 (既設)
D	分岐キャビネット (既設)
E	食堂変電所 (既設)
F	分岐キャビネット (中央) (既設)
G	母と子の森変電所 (既設)
H	ポンプ変電所 (既設)
I	菊園変電所 (新設)

公園名称	新宿御苑		
工事名称	令和8年度新宿御苑受変電設備等改修工事		
図面名称	構内配電線路図 (I) (改修後)	縮尺	A1:500 A3:1000
年月日	令和8年10月	図面番号	E-9 E-16
会社名	環境省自然環境局	照査	設計
事務所名	新宿御苑管理事務所	照査	設計





⑦部掘削断面図

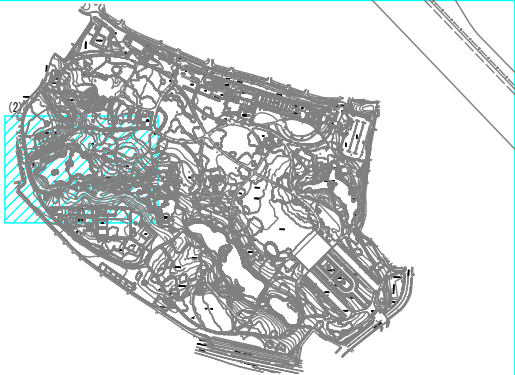
注記

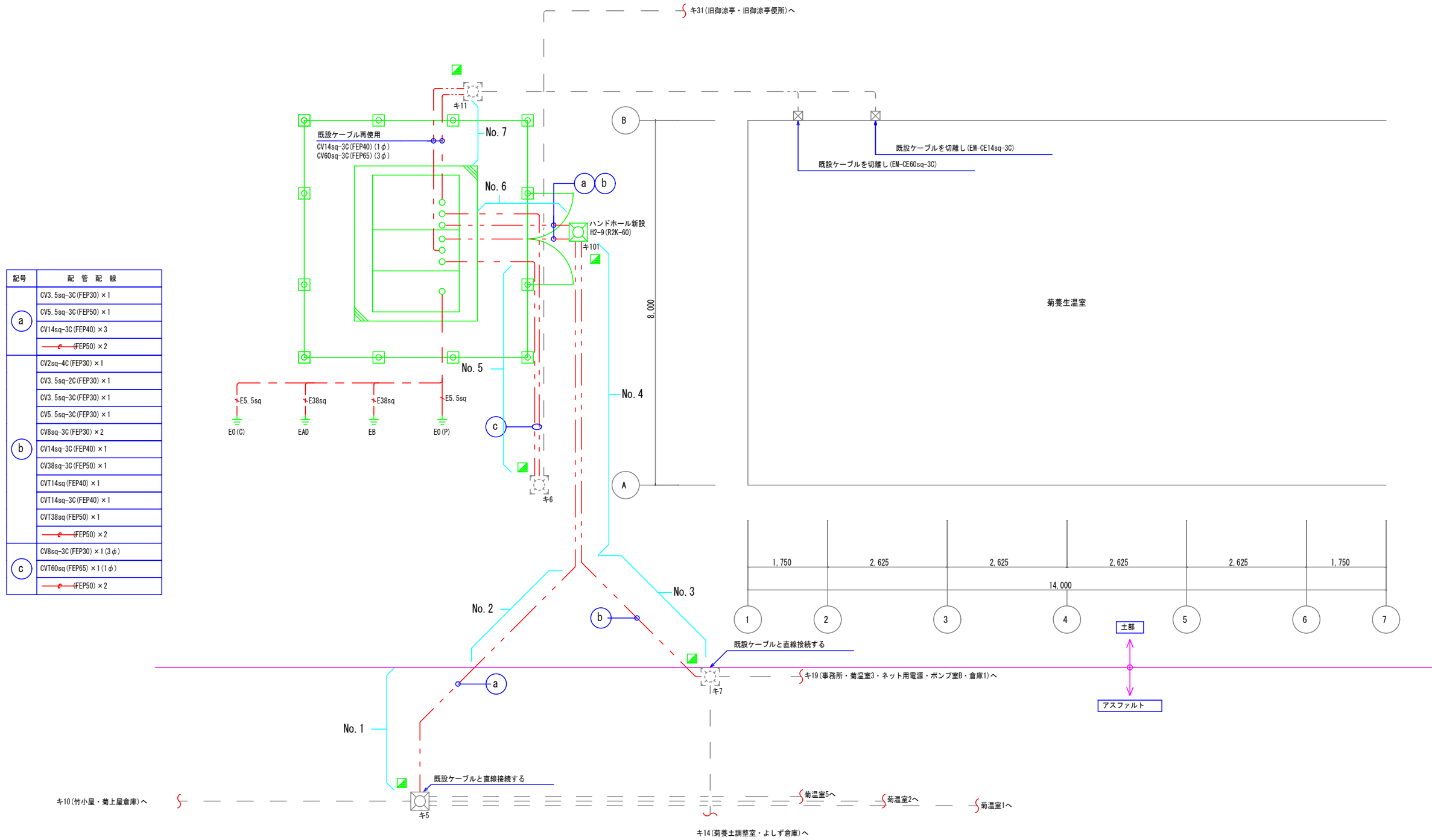
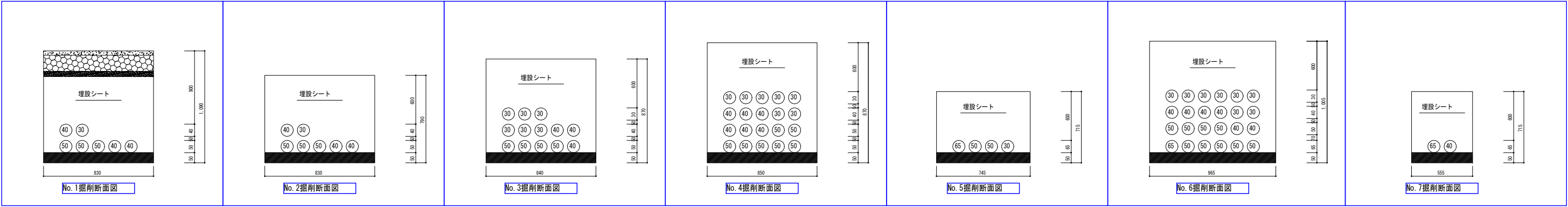
1. 図中 ⑦ ※付及び各変電所からハンドホール間は既設FEPへ入線とする。
2. 図中 ⑦ はアスファルト舗装とする。

記号	配 管 配 線	自 ~ 至
⑦	6kV-EM-DET (EE) 38sq (FEP80)	G ~ H
⑦	6kV-EM-DET (EE) 38sq (既設FEP)	G ~ H
⑧	6kV-EM-DET (EE) 38sq (既設FEP)	H ~ I
⑧	6kV-EM-DET (EE) 38sq (FEP80)	H ~ I

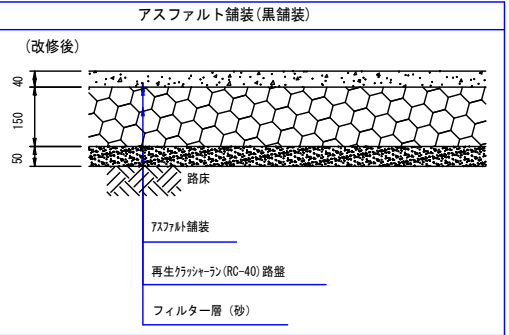
記号	機 名
A	東京電力キャビネット(既設)
B	主変電所(既設)
C	冷温室変電所(既設)
D	分岐キャビネット(既設)
E	食堂変電所(既設)
F	分岐キャビネット(中央)(既設)
G	母と子の森変電所(既設)
H	ポンプ変電所(既設)
I	菊園変電所(新設)

公園名称	新宿御苑		
工事名称	令和8年度新宿御苑受変電設備等改修工事		
図面名称	構内配電線路図(2)(改修後)	縮尺	A1:500 A3:1000
年月日	令和8年10月	図面番号	E-10 E-16
会社名	環境省自然環境局	照査	設計
事務所名	新宿御苑管理事務所	照査	設計





凡例		
記号	名称	備考
	ハンドホール	破線は既設
	プルボックス	既設
	埋設ケーブル	(鉄製)
	地中埋設配管配線	
	既設ケーブル	



公園名称	新宿御苑		
工事名称	令和8年度新宿御苑受変電設備等改修工事		
図面名称	菊園変電所周り 構内配線図(改修後)	縮尺	A1:1/50 A3:1/100
年月日	令和8年10月	図面番号	E-11 E-16
会社名	環境省自然環境局	照査	設計
事務所名	新宿御苑管理事務所	照査	設計



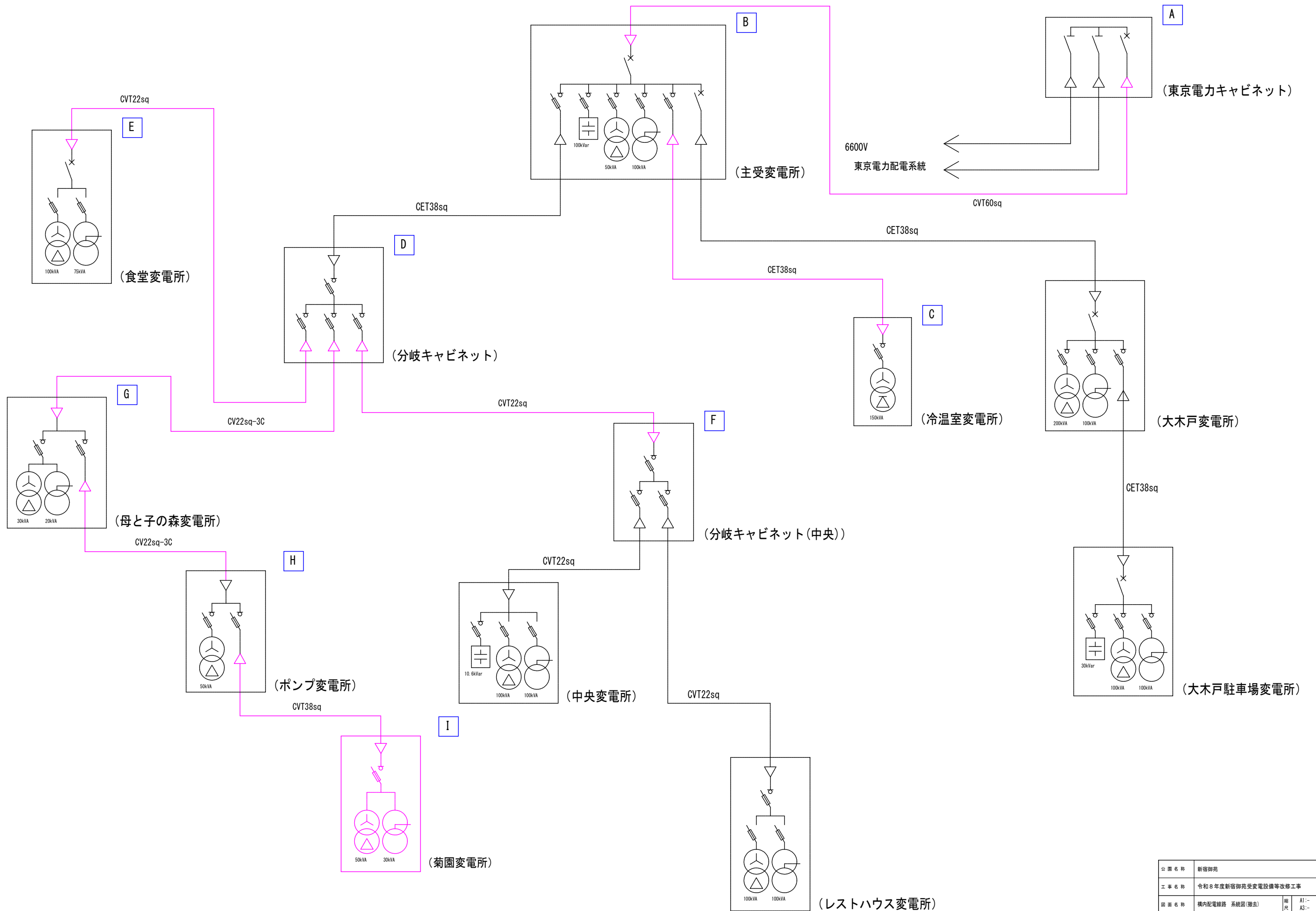
注記

1.  は仮設発電機を示す。

仮設発電機

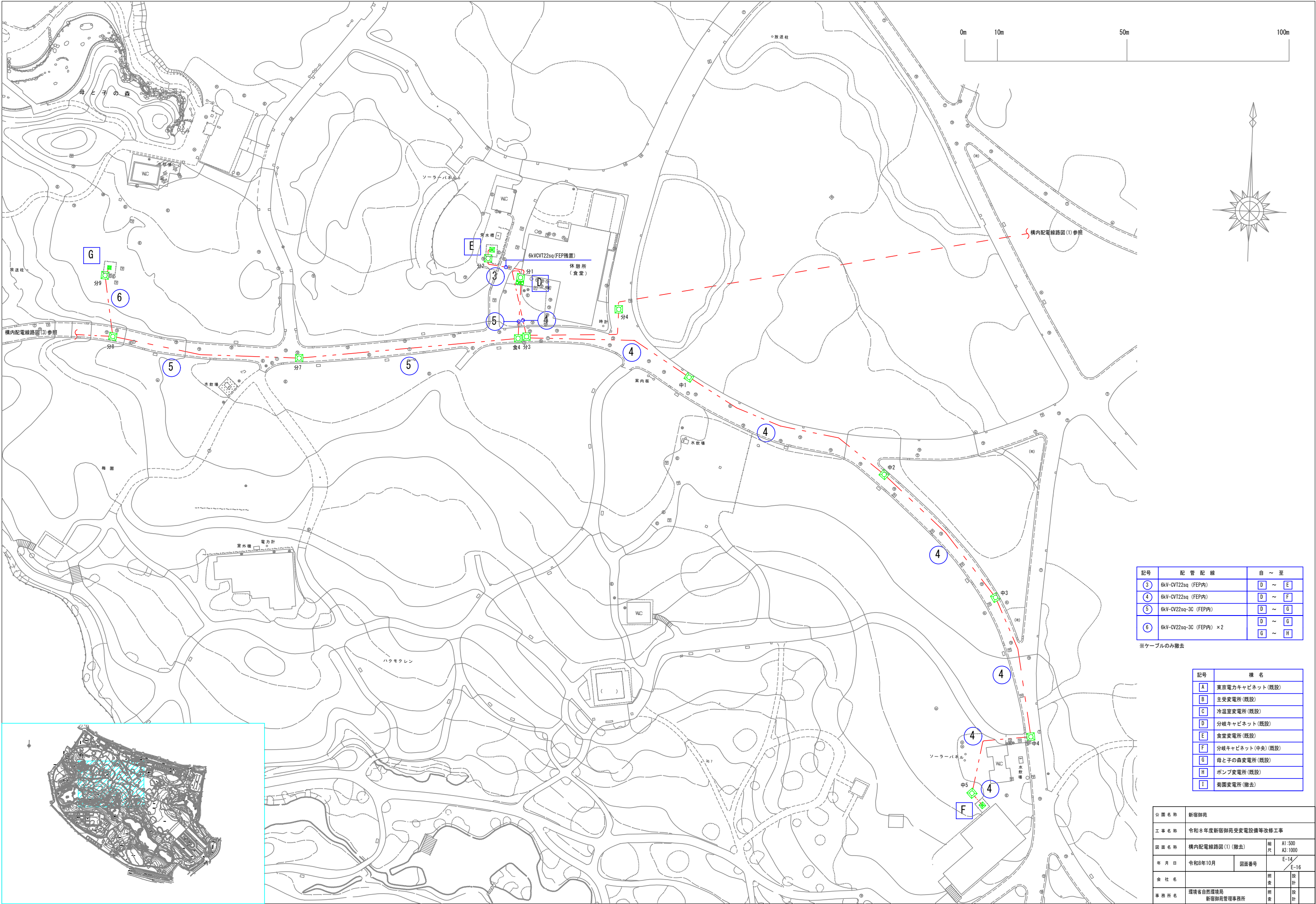
機 器 名	数量	燃料	備 考
発電機（単相） 10kVA	5	軽油	レンタル品
発電機（単相） 20kVA	1	軽油	レンタル品
発電機（三相） 10kVA	3	軽油	レンタル品
発電機（三相） 60kVA	1	軽油	レンタル品

公園名稱	新宿御苑				
工事名稱	令和8年度新宿御苑受変電設備等改修工事				
園地名稱	仮設計計画図	縮尺	A1:300 A3:600		
年月日	令和8年10月	図面番号	E-12 / E-16		
会社名		照査	設計		
事務所名	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所	照査	設計		



構内配電線路 系統図(撤去)

公園名称	新宿御苑		
工事名称	令和8年度新宿御苑受変電設備等改修工事		
図面名称	構内配電線路 系統図(撤去)	縮尺	A1:- A3:-
年月日	令和8年10月	図面番号	E-13 E-16
会社名		照査	設計
事務所名	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所	照査	設計

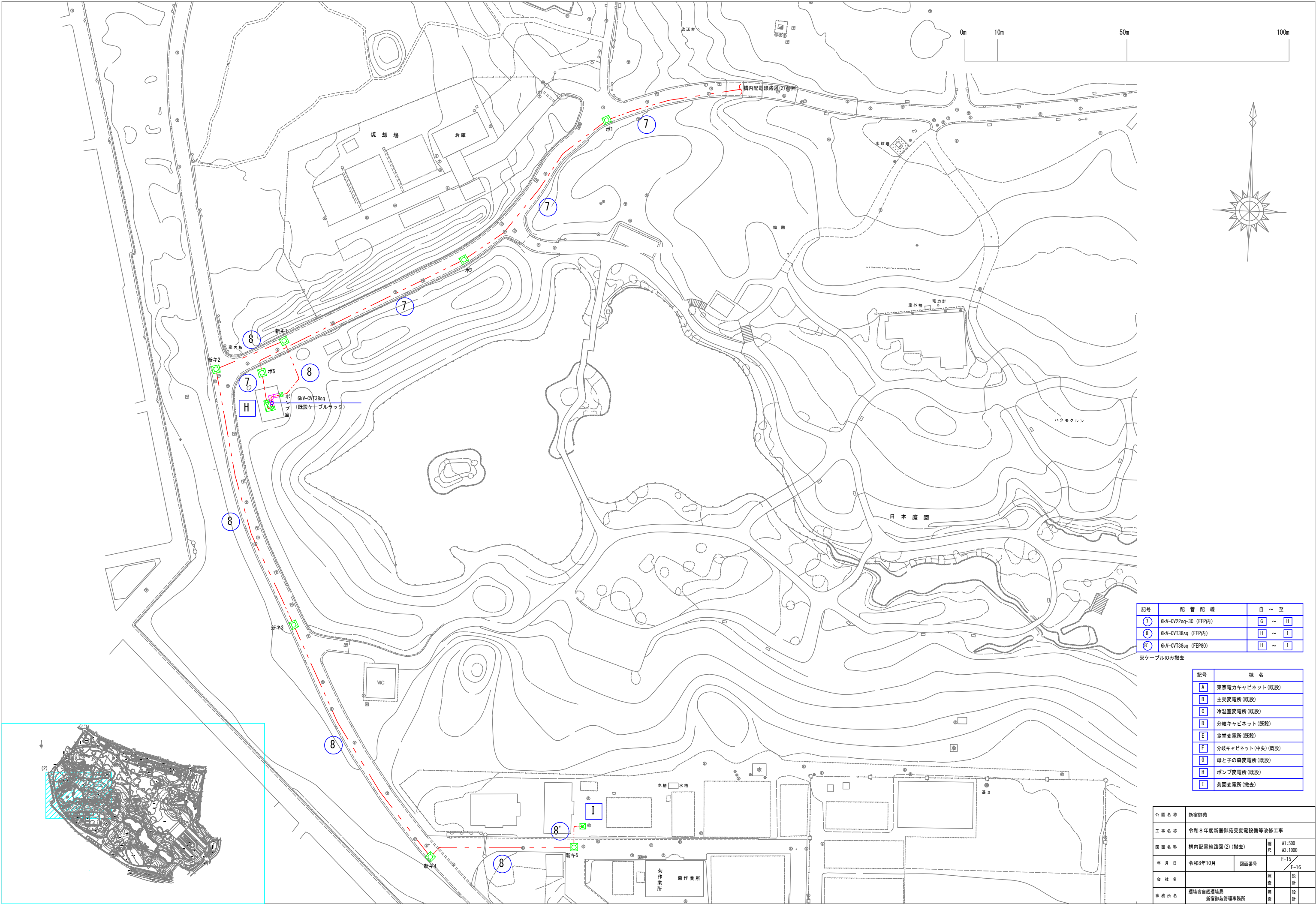


記号	配管配線	自～至
3	6kV-CVT22sq (FEP内)	D～E
4	6kV-CVT22sq (FEP内)	D～F
5	6kV-CV22sq-3C (FEP内)	D～G
6	6kV-CV22sq-3C (FEP内) × 2	D～G G～H

※ケーブルのみ撤去

記号	機名
A	東京電力キャビネット(既設)
B	主変電所(既設)
C	冷温室変電所(既設)
D	分岐キャビネット(既設)
E	食堂変電所(既設)
F	分岐キャビネット(中央)(既設)
G	母と子の森変電所(既設)
H	ポンプ変電所(既設)
I	菊園変電所(撤去)

公園名称	新宿御苑		
工事名称	令和8年度新宿御苑受変電設備等改修工事		
図面名称	構内配電線路図(1)(撤去)	縮尺	A1:500 A3:1000
年月日	令和8年10月	図面番号	E-14/ E-16
会社名		照査	設計
事務所名	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所	照査	設計

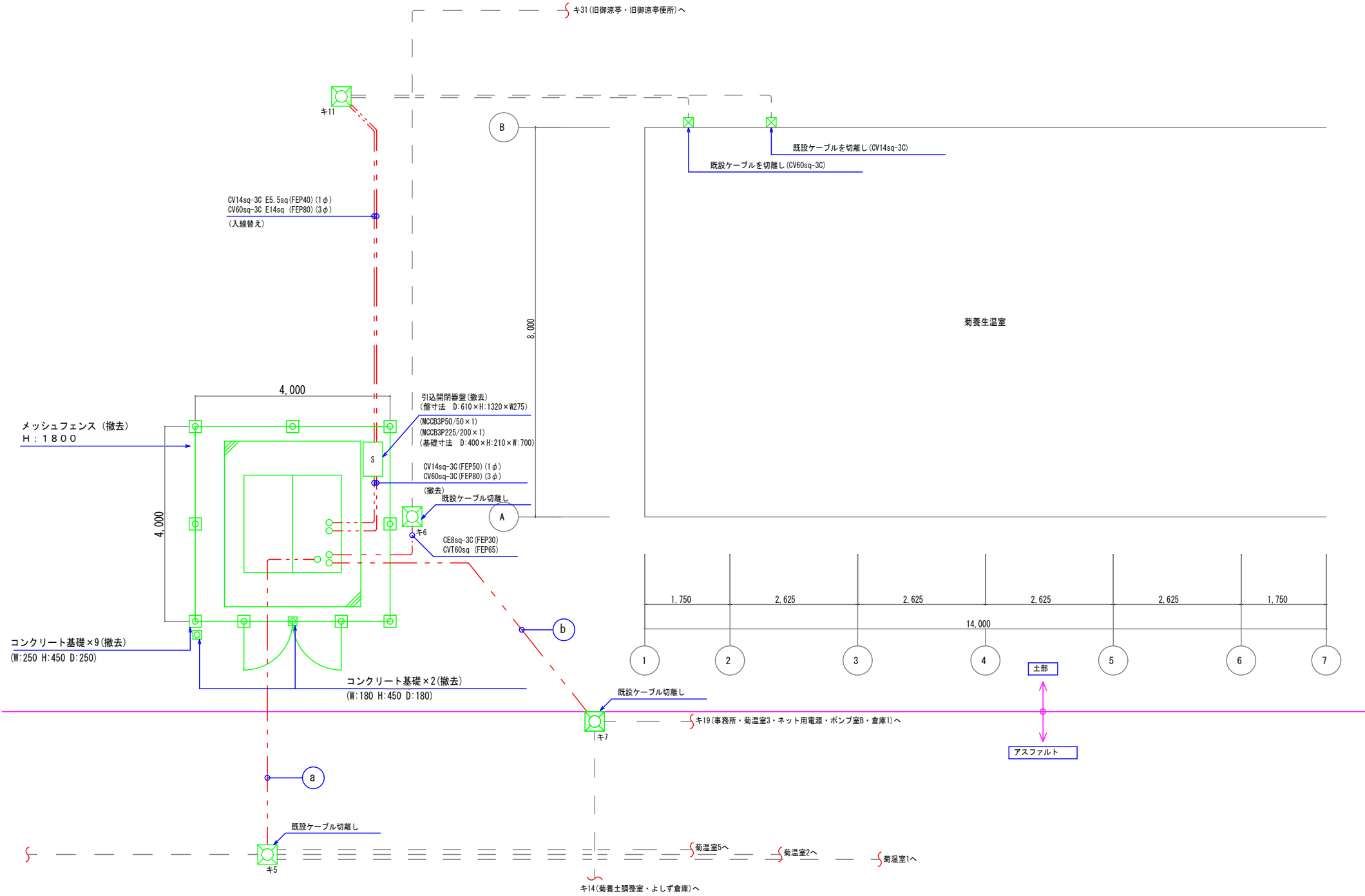


記号	配管配線	自 ~ 至
⑦	6kV-CV22sq-3C (FEP内)	G ~ H
⑧	6kV-CVT38sq (FEP内)	H ~ I
⑧'	6kV-CVT38sq (FEP80)	H ~ I

※ケーブルのみ撤去

記号	機名
A	東京電力キャビネット(既設)
B	主受変電所(既設)
C	冷温室変電所(既設)
D	分岐キャビネット(既設)
E	食堂変電所(既設)
F	分岐キャビネット(中央)(既設)
G	母と子の森変電所(既設)
H	ポンプ変電所(既設)
I	菊園変電所(撤去)

公園名称	新宿御苑		
工事名称	令和8年度新宿御苑受変電設備等改修工事		
図面名称	構内配電線路図(2)(撤去)	縮尺	A1:500 A3:1000
年月日	令和8年10月	図面番号	E-15 E-16
会社名		照査	設計
事務所名	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所	照査	設計



凡例		
記号	名称	備考
	ハンドホール	既設
	プルボックス	既設
	地中埋設配管配線	
	既設ケーブル	

記号	配管配線
a	CV3.5sq-3C(FEP30) × 1
	CV5.5sq-3C(FEP50) × 1
	CV14sq-3C(FEP40) × 3
b	CV2sq-4C(FEP30) × 1
	CV3.5sq-2C(FEP30) × 1
	CV3.5sq-3C(FEP30) × 1
	CV5.5sq(FEP30) × 1
	CV8sq-3C(FEP30) × 2
	CV14sq-3C(FEP40) × 1
	CV38sq(FEP50) × 1
	CV38sq-3C(FEP50) × 1
	CVT14sq(FEP40) × 1
	CVT14sq-3C(FEP30) × 1

公園名称	新宿御苑		
工事名称	令和8年度新宿御苑受変電設備等改修工事		
図面名称	菊園変電所周り 構内配電線路図(撤去)	縮尺	A1:1/50 A3:1/100
年月日	令和8年10月	図面番号	E-16 E-16
会社名		照査	協計
事務所名	環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所	照査	設計

菊園変電所周り 構内配電線路図(撤去) S=1/50